

議を地方的共同戦線の機關を起し、この共同闘争の過程に於て、全國的産業別組合確立に協力することによつて労働組合總線の統一に到達せんとする。

### 五、農民運動の提議

現下の農民の急進なる窮乏化及び土地没収による農村の疲弊は今や農民のプロレタリア化の過程を促進し來り、農民の耕作權確立の闘争は現下プロレタリアートの失業反對の闘争にも比すべき切實味を加へ來つた。我國人口の大半を占める農民大衆の耕作權獲得のための闘争は必然に我等労働階級の失業反對、労働組合獲得のため闘争の同伴者として重大なる意味をなすものである。今後農民運動との提携は急になる。

## 九、結論—將來に對する若干の展望

世界恐慌の新たな波の渦中にあつて我國資本主義は産業合理化を以て労働大衆に新なる總攻勢を以て臨まんとしてゐる、だが之に對して世界的には我國労働階級及び殖民地民族の反抗は激成せられ、全世界に亘る労働の政治的攻勢の氣運は激成せられつゝあり、我國労働大衆も今や將に不安と失業の中心から反動的な政治闘争に轉じつゝある。かかる傾向は我國労働組合運動が新なる段階に突入したことを意味し、しかも労働大衆の急進なる戰闘的労働組合法の制定の氣運はかかる運動の前途を期待せしめて居る。我等の同盟はかかる情勢の裡に生れた。我が同盟の結成自體は既に新たなる日本労働組合運動の局面を展開してゐる。

## 規約草案

### 第一章 總則

第一條 本同盟ハ全國労働組合同盟ト稱シ本部ヲ東京ニ設ケ  
第二條 本同盟ハ綱領、主張、宣言並ニ決議ノ遂行ヲ以テ目的トス  
第三條 本同盟ハ前條ニ目的ヲ達成スルためニ左ノ専門部ヲ設ケ  
中央事務局、組織宣傳部、政治部、調査部、教育出版部、法律部、婦人部、事業部、國際部  
第四條 本同盟ハ左ノ各職別ニ別ニ之ヲ定ム

### 第二章 組織

第四條 本同盟ハ各同盟ノ綱領、主張、宣言並ニ規約ヲ承認スル日本全國ニ於テ各種産業別組合、職業別組合並ニ地方的組合ヲ以テ組織ス  
第五條 同一地方ニ所在スル各種組合又ハ支部ハ其ノ總組合員數五百名以上ヲ以テ地方聯合會ヲ組織ス  
但シ地方聯合會ハ中央委員會ノ統制ノ下ニ加盟組合並ニ支部ノ連絡統一ヲ圖ルモノトス  
第六條 地方聯合會ニ包括スベキ地域ノ範圍、全國的産業別、職業別組合ニ包括スベキ組合ノ範圍並ニ規約ハ中央委員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

### 第三章 機關

第七條 本同盟ハ機關ヲ分ケテ左ノ五種トス  
一、大會 二、中央委員會 三、常任執行委員會 四、統制委員會 五、地方事務局  
第八條 大會ハ本同盟ノ最高決議機關ニシテ第十一條ニ規定スル代議員、本部役員ヲ以テ構成ス但シ本部役員ハ發  
官權ヲ有スルモ決議權ヲ有セズ  
第九條 大會ハ前年度末ニ於テ決定セル期日及ビ場所ニ於テ中央委員長之ヲ召集シ但シ次ノ場合ハ臨時大會ヲ召集スルモノトス  
一、中央委員會ノ必要ト認メタル場合  
二、加盟組合並ニ總組合員數ノ各三分一以上ニ依リ臨時大會ノ要求アリタル場合  
第十條 大會ハ毎回議長一名、副議長一名ヲ選舉シ議長ハ大會會期及ビ左ノ各種大會委員並ニ名ヲ選任ス  
一、資格審査委員 二、豫算委員 三、會計審査委員 四、法規委員 五、議事委員 六、其他  
第十一條 加盟各組合及支部ハ左ノ標準ニヨリ所屬會員中ヨリ大會代議員ヲ選出スルモノトス  
一、會員總數五十名未満ハ一名  
二、會員總數五十名以上二百名未満ハ二名  
三、會員總數二百名以上五百名増ス毎二名増員  
四、會員總數五百名以上二百名増ス毎二名増員

### 第四章 役員

第十四條 中央委員會ハ次期大會メテ決議並ニ執行機關ニシテ大會ニ責任ヲ負フモノトス  
第十五條 中央委員會ハ中央委員長、主席、會計、地方事務局局長、中央委員ヲ以テ構成シ中央委員長之ヲ召集ス  
第十六條 統制委員會ハ本同盟ノ統制ニ關スル一切ノ事項ヲ處理ス、但シ統制委員會ノ細則ハ中央委員會ニ於テ別ニ之ヲ定ム  
第十七條 地方事務局ハ本部ノ地方局代理業務機關ニシテ連絡事務ニ當ルモノトス、地方事務局局長ハ關係地域ノ組合代表並ニ地方聯合會代表者ヲ召集スルコトヲ得、地方事務局ノ機能ハ別ニ之ヲ定ム  
第十八條 本同盟ニ左ノ役員ヲ置ク  
中央委員長 一名 主席 一名 會計 一名 中央委員 若干名 統制委員長 一名  
地方事務局局長 若干名 庶務部長 若干名 顧問 若干名  
第十九條 中央委員長、主席、會計、中央委員、統制委員長並ニ委員、地方事務局局長、顧問ハ大會ニ於テ選任ス  
但シ中央委員三千名以上ヲ有スル組合並ニ地方聯合會ヨリ三名ニシテ一名ノ割合ヲ以テ選出スルモノトス  
第二十條 一、中央委員長ハ本同盟ヲ代表シ大會及ビ中央委員會ノ決議ニ基キ一切ノ會務ヲ統理ス  
二、主席ハ中央委員長ヲ輔佐シ中央委員會、常任執行委員會ノ會務ヲ處理ス  
三、會計ハ本同盟ノ金銀出納並ニ財産管理ニ關スル一切ノ事務ヲ處理シ其ノ責任ヲ負フ  
四、中央委員ハ必要ニ應ジ各種機關ノ會議ニ出席發言スルコトヲ得  
五、統制委員長ハ中央委員會ニ於テ選任シ第三條ノ各部ノ事務ヲ分擔處理スルモノトス  
六、専門部長ハ中央委員會ニ於テ選任シ第三條ノ各部ノ事務ヲ分擔處理スルモノトス

### 第五章 加盟及罰則

第二十一條 本同盟ニ加盟セントスル團體ハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス  
一、本同盟ノ綱領、主張、規約ヲ遵守スルコトヲ承認シタル五十人以上ノ労働者ヲ以テ組織セル労働組合タルコト  
二、毎月定額ノ本部費ヲ納付スル外大會及ビ中央委員會ノ決議スル臨時費ノ負擔シ且將來廢退及ビ被廢退ノ際シ財産上何等ノ請求ヲナサザルコト  
三、本同盟ノ承認ヲ經ルコト  
第二十二條 本同盟加盟組合ニシテ左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ大會又ハ中央委員會ノ決議ヲ以テ除名其ノ他ノ處分ヲナスモノトス  
一、本同盟ノ綱領、主張、規約ヲ遵守セザル場合  
二、第二十一條第二項ノ義務ヲ履行セザル場合  
三、本同盟ノ統制ニ服セザル場合  
第二十三條 組合員個人ニ對スル處罰權ハ其ノ組合員所屬組合並ニ中央委員會ニアルモノトス

### 第六章 會計

第二十四條 本同盟ノ經費ハ加盟組合ニ於テ之ヲ負擔ス、但シ負擔部ハ大會ニ於テ決定ス  
第二十五條 本同盟ノ收入及支出ニ關スル豫算及ビ決算ハ大會ニ附議シテ承認シテ經ルコトヲ要ス  
第二十六條 本同盟ノ會計年度ハ毎年 月 日ヨリ翌年 月 日ヲ以テス  
但シ大會期日變更ノ際ハ大會ニテ會計年度ヲ定ム  
第二十七條 本同盟ノ會計検査及ビ財産管理ニ關スル責任ハ本同盟役員全員ヲ以テ負フモノトス  
第二十八條 本同盟規約ハ大會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ  
但シ細則制定ハ之ノ中央委員會ニ於テ決定スルモノトス  
第二十九條 本同盟規約ハ昭和五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス  
以上

### 第七章 補則